

## 関税率表解説改正

新	旧
第 19 類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	第 19 類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
注 1 ~ 2 (省 略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6 %を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>完全に覆った</u> 調製品を含まない(第18.06項参照)。 4 (省 略)  (省 略)	注 1 ~ 2 (省 略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6 %を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>覆った</u> 調製品を含まない(第18.06項参照)。 4 (省 略)  (省 略)
19.04 穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいって得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)  (省 略)  この項には、次の物品を含まない。 ( a ) (省 略) ( b ) 完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6 %を超えるもの及び18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>完全に覆った</u> 物品(18.06) ( c ) (省 略)	19.04 穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいって得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)  (省 略)  この項には、次の物品を含まない。 ( a ) (省 略) ( b ) 完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 6 %を超えるもの及び18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>被覆した</u> 物品(18.06) ( c ) (省 略)

## 関税率表解説改正

新	旧
<b>第 20 類</b> <b>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b>	<b>第 20 類</b> <b>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b>

注

1 この類には、次の物品を含まない。

( a ) 第7類、第8類又は第11類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

( b ) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲  
(せい)無脊椎(せきつい)動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照)

( c ) 第19.05項のベーカリー製品その他の物品

( d ) 第21.04 項の均質混合調製食料品

(省略)

注

1 この類には、次の物品を含まない。

( a ) 第7類、第8類又は第11類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

( b ) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲  
(せい)無脊椎(せきつい)動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照)

(新規)

( c ) 第21.04 項の均質混合調製食料品

(省略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>20.05 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍しないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>- その他の野菜及び野菜を混合したもの</u></p> <p><u>2005.91 - - たけのこ</u></p> <p><u>2005.99 - - その他のもの</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>20.05 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍しないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>2005.90 - その他の野菜及び野菜を混合したもの</u></p> <p>（新 規）</p> <p>（新 規）</p> <p>（省 略）</p>
<p>20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>- グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース</u></p> <p><u>2009.21 - - ブリックス値が20以下のもの</u></p> <p><u>2009.29 - - その他のもの</u></p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>- グレープフルーツジュース</u></p> <p><u>2009.21 - - ブリックス値が20以下のもの</u></p> <p><u>2009.29 - - その他のもの</u></p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<b>第 22 類</b> <b>飲料、アルコール及び食酢</b>	<b>第 22 類</b> <b>飲料、アルコール及び食酢</b>
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p>( c ) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第<u>28.53</u>項参照)</p> <p>( d ) ~ ( f ) (省略)</p> <p>2 ~ 3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p>( c ) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第<u>28.51</u>項参照)</p> <p>( d ) ~ ( f ) (省略)</p> <p>2 ~ 3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>22.01 水 (天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>( A ) すべての通常の天然の水 (海水を除く。25.01項参照) : この項に含まれる水は、浄化してあるか又は精製してあるかないかを問わないものとし、<u>28.53</u>項に属する蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を除く。</p> <p>この項には、甘味又は香味を付けた水を含まない (22.02)。</p> <p>( B ) ~ ( D ) (省略)</p>	<p>22.01 水 (天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>( A ) すべての通常の天然の水 (海水を除く。25.01項参照) : この項に含まれる水は、浄化してあるか又は精製してあるかないかを問わないものとし、<u>28.51</u>項に属する蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を除く。</p> <p>この項には、甘味又は香味を付けた水を含まない (22.02)。</p> <p>( B ) ~ ( D ) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>22.08 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略)</p> <p><u>2208.40 - ラム</u>その他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む(アルコール分のいかんを問わない)。 (A)～(C) (省略)</p> <p>この項には、アルコール分が80%未満の変性させてないエチルアルコールのほか、次の物品を含む。 (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3)砂糖きび製品</u>(砂糖きびの搾汁、砂糖きびのシロップ、甘しょ糖の糖蜜)のみを発酵して得られる蒸留酒。例えば、ラム、タフィア及びカシャサ(<u>cachaça</u>)。</p> <p>(4)～(17) (省略)</p> <p><u>(18)てん菜の糖蜜を発酵して得られる蒸留酒</u> (省略)</p>	<p>22.08 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略)</p> <p><u>2208.40 - ラム及びタフィア</u> (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む(アルコール分のいかんを問わない)。 (A)～(C) (省略)</p> <p>この項には、アルコール分が80%未満の変性させてないエチルアルコールのほか、次の物品を含む。 (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3)甘しょ糖の糖蜜又は砂糖きびの搾汁を発酵したものを蒸留して得られる蒸留酒</u>(ラム及びタフィア)及びてん菜糖の糖蜜を蒸留して得られる蒸留酒</p> <p>(4)～(17) (省略)</p> <p>(新規) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>23.02 ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)</p> <p>2302.10 - とうもろこしのもの (削除)</p> <p>2302.30 - 小麦のもの</p> <p>2302.40 - その他の穀物のもの</p> <p>2302.50 - 豆のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 穀粒のふるい分けその他の処理の際に生ずるかす 製粉の前処理工程中に生ずるふるいかすは、通常、原料穀粒の小粒のもの、異形のもの又は碎けたもの、原料穀粒に混じっていた各種の雑草の種、又は葉及び茎の断片、鉱物等から成る。</p> <p>これらには、さらに次の物品を含む。</p> <p>(省略)</p> <p>(C) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>23.02 ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)</p> <p>2302.10 - とうもろこしのもの</p> <p><u>2302.20 - 米のもの</u></p> <p>2302.30 - 小麦のもの</p> <p>2302.40 - その他の穀物のもの</p> <p>2302.50 - 豆のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 穀粒のふるい分けその他の処理の際に生ずるかす 製粉の前処理工程中に生ずるふるいかすは、通常、次の物品から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原料穀粒の小粒のもの、異形のもの又は碎けたもの</li> <li>- 原料穀粒に混じっていた各種の雑草の種</li> <li>- 葉及び茎の断片、鉱物等</li> </ul> <p>これらには、さらに次の物品を含む。</p> <p>(省略)</p> <p>(C) (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>23.06 その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）</p> <p>2306.10 - 綿実油かす</p> <p>2306.20 - 葵麻仁抽かす</p> <p>2306.30 - ひまわり油かす</p> <p>    - 菜種油かす</p> <p>2306.41 - - 菜種油かす（低エルカ酸のもの）</p> <p>2306.49 - - その他のもの</p> <p>2306.50 - やし（コプラ）油かす</p> <p>2306.60 - パーム油かす及びパーム核油かす     （削除）</p> <p>2306.90 - その他のもの</p> <p>    （省略）</p>	<p>23.06 その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）</p> <p>2306.10 - 綿実油かす</p> <p>2306.20 - 葵麻仁抽かす</p> <p>2306.30 - ひまわり油かす</p> <p>    - 菜種油かす</p> <p>2306.41 - - 菜種油かす（低エルカ酸のもの）</p> <p>2306.49 - - その他のもの</p> <p>2306.50 - やし（コプラ）油かす</p> <p>2306.60 - パーム油かす及びパーム核油かす</p> <p><u>2306.70 - とうもろこしの胚芽油かす</u></p> <p>2306.90 - その他のもの</p> <p>    （省略）</p>